

〒 [redacted]

[redacted]

[redacted] 様

この^{ふうとう}封筒^{はい}に入っている^{かみ}紙^{だいじ}は^{かみ}大事な紙です。
^す捨てないでください。



様式第5号

就 業 制 限 通 知 書

3東保保第15-1235号
令和3年9月1日

様

名古屋市保健所長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第18条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

対 象 者 氏 名		
り患している感染症	感染症の名称	新型コロナウイルス感染症
	症 状	症状なし
	診 断 方 法	核酸増幅法
	初 診 年 月 日	令和3年8月31日
	診 断 年 月 日	令和3年9月1日
就 業 制 限 の 内 容	就 業 制 限 対 象 業 務	☒ 飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務 ☐ 他者の身体に直接接触する業務 ☒ 接客業その他の多数の者に接触する業務
	就 業 制 限 の 期 間	☒ 病原体を保有しなくなるまでの期間又はその症状が消失するまでの期間 ☐ 病原体を保有しなくなるまでの期間
その他必要と認める事項		

(注意)

- 1 当該感染症の病原体が消失（治療終了）した時は、保健センターへ連絡して下さい。
- 2 就業制限の規定の適用を受けている方又はその保護者は、名古屋市保健所長に対し、就業制限の対象者ではなくなったことの確認を求めることができます。
- 3 就業制限の規定に違反した場合には、法第77条第4号の規定により50万円以下の罰金に処せられることがあります。
- 4 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 5 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

名古屋保健センター
名古屋市中区筒井一丁目7番74号

